



販売業務関係者さまへ



## 肥料を販売するときは…

肥料の品質の確保等  
に関する法律により  
届け出が義務付け  
られています

### 新規の届出

肥料の販売を新たに始める場合は、販売業務を開始した日から**2週間以内**に肥料販売業務開始届を届け出なければなりません。

### 変更の届出

肥料販売業務開始届出事項に変更を生じた場合は、変更があった日から**2週間以内**に届け出なければなりません。



### 廃止の届出

届け出ている事業場での肥料の取扱いをやめたときは、その日から**2週間以内**に届け出なければなりません。

2年間保存

### 帳簿の備付

販売の業務を行う事業場ごとに帳簿を備え、販売の都度、肥料の名称、数量、年月日及び販売先を記載しなければなりません。このとき、肥料の名称の記載は通称名（ペットネーム）ではなく正式な登録・届出名称で。

# 肥料販売業務届の提出先・問い合わせ先



販売所の所在地	提出先	電話番号
京都市 向日市 長岡京市 大山崎町	<b>農林水産部 農産課 環境にやさしい農業推進係</b> 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入	075-414-4959
宇治市 城陽市 八幡市 京田辺市 木津川市 久世郡 綴喜郡 相楽郡	<b>山城広域振興局</b> 農林商工部 農商工連携・推進課 地域戦略・野生鳥獣係 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6	0774-21-3212
亀岡市 南丹市 船井郡	<b>南丹広域振興局</b> 農林商工部 農商工連携・推進課 総務・農地指導係 〒621-0851 亀岡市荒塚町1丁目4番1号	0771-22-0133
福知山市 舞鶴市 綾部市	<b>中丹広域振興局</b> 農林商工部 農商工連携・推進課 農業振興係 〒625-0036 舞鶴市字浜2020番地	0773-62-2743
宮津市 京丹後市 与謝郡	<b>丹後広域振興局</b> 農林商工部 農商工連携・推進課 農業振興係 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4305

